

愛媛県糖尿病協会規則

(公益社団法人日本糖尿病協会 愛媛県支部)

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は、「愛媛県糖尿病協会」と称する。
- 2 副称として「日本糖尿病協会愛媛県支部」を用いる。

(事務所)

- 第2条 本会の事務所は愛媛県に置く。

(目的)

- 第3条 本会は公益社団法人日本糖尿病協会と連携して、糖尿病の治療及び予防に関する正しい知識の普及を図り、兼ねて会員及び地域住民の健康増進を図ることをもって目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。
- (1) 総会及び講演会の開催、その他適当な教育活動
 - (2) 会報発行
 - (3) 糖尿病患者カード作成
 - (4) 糖尿病の早期発見と予防に関する啓蒙活動
 - (5) 公益社団法人日本糖尿病協会との連携
 - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

- 第5条 本会の会員は、次の2種類とする。
- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した者
 - ①糖尿病患者及びその素質のあるもの並びにその家族
 - ②糖尿病に深い関心を持つ医療スタッフ
 - (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人並びに団体
 - (3) 名誉会員 日本糖尿病協会の名誉会員に準じる
- 2 正会員は公益社団法人日本糖尿病協会に同時に入会することとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、事務所（支部）に申し込み、会員名簿の登載を受けなければならない。但し、糖尿病患者の加入に関しては、原則としてそれぞれの主治医の紹介を必要とする。

2 上記の申込書は公益社団法人日本糖尿病協会の入会申込書を兼ねる

(会費)

第7条 会員は以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

①糖尿病患者及びその素質のあるもの並びにその家族 年額3,000円（平成27年度より）

②糖尿病に深い関心を持つ医療スタッフ 入会金 1,000円と年額4,700円

(2) 賛助会員 年額10,000円

(3) 名誉会員 会費を徴収しない

2 会費の徴収、時期及び方法は理事会で定める。既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(退会)

第8条 会員は退会届を事務所（支部）に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

第3章 組織

(分会)

第9条 医療機関等に分会をおく。

(総会)

第10条 本会の総会は通常総会と臨時総会に分け、正会員をもって構成し、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は理事会が必要と認めた時に開催する。

2 総会は会長が招集し、その議長はその総会において正会員のうちから選出する。

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者又は表決委

任者は会議に出席したものとみなす。

4 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告・決算
- (2) 事業計画・予算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 会則、事業等の変更
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

5 議決項目に関しては、出席した会員の過半数の賛成を要する。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計担当 若干名
- (4) 理事 20名程度
- (5) 監事 2名

2 会長は理事の互選により定める。

3 副会長は理事の同意を得て会長が任命する。

4 理事は会員より選出する。

5 会長は理事会の同意を得て、理事のうち若干名を常任理事として任命する。

6 監事は、理事会の同意を得て正会員中より会長が任命する。

7 会長は公益社団法人日本糖尿病協会の都道府県代表をつとめるものとする。

(役員職務)

第12条 会長は会務を総轄し、本会を代表する。会長に事故があるときは、別に定める順位により副会長がこれを代理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は、理事会を組織し会務を執行する。

4 監事は、本会の経理を監査する。

(理事会)

第13条 理事会は会長、副会長及び理事で構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務

の執行に関し、議決する。

第14条 理事会に常任理事会を置くことができる。

(役員任期)

第15条 役員は総会で選任し、その任期は2年とする。但し再選は防げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、補欠選任を行う。但し事務に支障のない場合は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

(顧問および参与)

第16条 本会に顧問相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問相談役は本会の重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 参与は本会の重要な事項について会議に出席し意見を述べるができる。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を愛媛大学大学院医学系研究科糖尿病内科内(〒791-0295 愛媛県東温市志津川)に置く。

第4章 会計

(事業報告書及び決算)

第18条 会長は、毎事業年度終了後に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補則

(委任)

第20条 本会則に定めない事項は、会長は別に定める。

(変更)

第21条 本会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附 則

- 1 本会設立当初の役員は第13条の規定にかかわらず設立発起人会において決定する。
- 2 設立当初の役員の任期は第13条の規定にかかわらず1年以内とする。
- 3 この会則は昭和50年7月27日から施行する。
- 4 この会則は平成10年6月7日から施行する。
- 5 この会則は平成14年3月9日から施行する。
- 6 この会則は平成19年6月17日から施行する。
- 7 この会則は平成23年4月1日から施行する。
- 8 この会則は平成25年6月30日から施行する。
- 9 この会則は平成26年4月1日から施行する。
- 10 この会則は平成29年6月25日から施行する。
- 11 愛媛県糖尿病協会の名称を使用する場合は、社団法人日本糖尿病協会愛媛県支部名を併記する。